

日本音響学会 環境音響研究賞 受賞候補募集のお知らせ

一般社団法人 日本音響学会 環境音響研究賞 選定委員会

委員長 豊田 政弘

日本音響学会選奨規則第7章に従い、17回環境音響研究賞の候補を次のとおり募集します。

日本音響学会環境音響研究賞 推薦要項

1. 受賞候補者

受賞候補者は、環境音響学の発展に貢献した、主として建築音響分野又は騒音分野に関連する一連の研究を対象とし、その研究を行った1名又は複数名の正会員とする。

ここでいう一連の研究とは、

- 1) 選定年度の約10年前から選定年度までに発表した、原則として査読を経て掲載された複数の論文等をいう。
- 2) ここでいう論文等とは、論文(Paper)又は学位論文とし、日本音響学会誌では技術報告、Acoustical Science and Technology 誌では Technical Report 又は Acoustical Letter も範囲に含める。

2. 推薦の方法

候補者の推薦は、自薦、他薦のいずれでもよいものとするが、被推薦者は、応募時点で正会員であるものとする。推薦者は、本会の名誉会員、終身会員又は正会員に限る。

3. 選考並びに決定方法

日本音響学会環境音響研究賞選定委員会において受賞候補者の選考を行い、本会理事会で決定する。

4. 表彰件数

表彰件数は原則として2件以内とする。

5. 推薦手続き

次の推薦書作成要項に従って日本音響学会事務局に期限までに提出する。

☆日本音響学会環境音響研究賞 推薦書作成要項

推薦書は、以下の要項に従って作成して下さい。なお、推薦書は本賞の選考過程においてのみ利用し、目的以外への利用、関係者以外への漏洩がないよう管理します。

作成上の留意点

- ア. 推薦書は、次の推薦書要項の項目番号に従いA4サイズで作成して下さい。
- イ. 推薦書要項の1～3は1枚に納め、4は2枚程度で作成して下さい。
- ウ. 業績説明資料は適宜添付して下さい。
- エ. 部数は、推薦書及び業績説明資料共に、7部提出して下さい。

推薦書要項

1. 推薦者

- 1.1 自薦、他薦の別
- 1.2 資格(名誉会員、終身会員、正会員の別)
- 1.3 氏名
- 1.4 所属、部署名
- 1.5 連絡先住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス

2. 候補者(被推薦者)

- 2.1 候補者氏名、会員番号
- 2.2 所属、部署名
- 2.3 連絡先住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス

3. 対象となる研究

- 3.1 対象研究名

3.2 論文等名、発表種別及び発表年月のリスト

4. 推薦理由（A4用紙2枚程度で記載）
5. 業績説明資料（対象となる論文等を添付して下さい。7部（コピー可）提出）

上記3.2のリストのうち重要な論文数編。

6. その他

選考の過程で、参考資料の追加提出を求める場合がありますので、あらかじめご承知おき下さい。

7. 推薦期限 2025年10月27日（月）必着

8. 提出先・問合せ先

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-18-20 ナカウラ第5ビル2F

一般社団法人日本音響学会 環境音響研究賞選定委員会

Tel. 03-5256-1020, Fax: 03-5256-1022, e-mail: asj-office@acoustics.jp

選奨規則（抜粋）

（最終改正日） 令3.5.22改正

第1章 総則

第1条 本学会定款第4条第五号に基づく、この法人の目的並びに事業に関して功績又は業績のあった者の表彰・奨励（以下「選奨」という。）はこの規則により行う。

第2条 選奨の種類は次のとおりとする。

- (1) 日本音響学会論文賞（ASJ Paper Award）
- (2) 功績賞（Prize for Distinguished Achievements in Acoustics）
- (3) 粟屋 潔学術奨励賞（Awaya Prize Young Researcher Award）
- (4) 技術開発賞（Technical Development Award）
- (5) 独創研究奨励賞 板倉記念（Itakura Prize Innovative Young Researcher Award）
- (6) 環境音響研究賞（Prize for Distinguished Research in Environmental Acoustics）

第3条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容などを本学会誌に発表する。

第2章～第6章 省略

第7章 環境音響研究賞

第64条 環境音響研究賞（以下「環境音響賞」という。）は、環境音響学の発展に貢献した、主として建築音響分野又は騒音分野に関連する一連の研究を対象とし、その研究を行った正会員の個人又はグループに贈呈する。

第65条 環境音響賞に関する経費は、本会の特定資産として計上する平成20年度に受けた寄附金1,000万円及びその利子を財源として支弁する。

第66条 環境音響賞は、原則として毎年2件以内の研究を対象として贈呈する。

第67条 環境音響賞は、賞状及び賞金とし、賞金は対象の研究1件について25万円とする。

第68条 前条の賞状及び賞金は、原則として春季研究発表会の際、贈呈する。

第69条 環境音響受賞予定者を選定するため、毎年、環境音響賞選定委員会を設ける。

第70条 環境音響賞選定委員会は、委員長と選定委員をもって構成する。また、必要な場合には、委員長は（選定委員会を補助する）評定委員を指名することができる。

第71条 委員長には、建築音響分野及び騒音制御分野に造詣の深い正会員をあて、選定委員には、編集委員会委員長、同論文部会主査及び各研究委員会から1名ずつ推薦された正会員をあてる。

第72条 環境音響賞受賞予定者の選定は、別に定める選定手続により行う。

第73条 委員長は、環境音響賞受賞予定者の選定が終わったとき、その結果を選定経過と共に会長に報告する。

第74条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り、審議の上、環境音響賞受賞者を決定する。

第75条 環境音響賞選定委員会は、役員会において環境音響賞受賞者が決定されたときをもって解散する。

環境音響研究賞受賞予定者選定手続

(最終改正日) 令 5.1.27 改正

選奨規則第 74 条による環境音響研究賞受賞予定者の選定は、この手続に従って行う。

1. 選定は、環境音響学の発展に貢献した、主として建築音響分野又は騒音分野に関連する一連の研究を対象とし、選定年度の約 10 年前から選定年度までに複数の論文等を発表した個人又は複数の正会員に賞を贈呈する。ここでいう論文等とは、原則として査読を経て掲載された論文 (Paper) 又は学位論文とし、日本音響学会誌では技術報告、研究速報、Acoustical Science and Technology 誌では Technical Report 又は Acoustical Letter も範囲に含める。
2. 委員長は、選定に先立ち、受賞候補者の推薦要項を日本音響学会誌に掲載する。
3. 受賞候補者の推薦は、自薦、他薦のいずれでもよいものとする。ただし、推薦者は、本会の名誉会員、終身会員又は正会員に限る。
4. 委員長は、原則として 10 名以内の本会の会員を推薦者として指名し、受賞候補者の推薦を依頼することができる。ただし、選定委員は推薦者に指名しない。
5. 自薦による応募者又は他薦による推薦者は、本学会指定の様式による推薦書及び選定対象となる研究の要旨各 1 部を、選定委員会に提出する。
6. 前項によって推薦された受賞候補者について、選定委員会は受賞資格を審査した後に、別に定める選定基準によって評定を行い、その結果を基にして合議によって環境音響研究賞受賞予定者を選定する。
7. 委員長は、前項の結果を選定経過と共に 2 月中旬までに会長に報告する。

附則 この手続の改正は、平成 21 年 12 月 17 日から施行する。